

日本内視鏡外科学会技術認定制度資格(小児外科領域) 更新申請の手引き(2025)

技術認定資格の更新は下記各号について審査委員が審査し、技術認定制度委員会が判定を行う。判定結果は理事会の承認を得て決定される。

- 1) 更新の申請書類
- 2) 最近 5 年間継続して臨床に従事していることの証明書類(規則第 27 条)
- 3) 手術業績一覧表及び証明書類
- 4) 申請受付期間は、2025 年 8 月 1 日から 10 月 31 日迄とする。

I. 技術認定更新の要件

- 1) 技術認定取得後 5 年を経過したもので、現在小児の内視鏡外科手術に従事しており、これを証明する 2 名からの臨床従事確認書を提出するもの。
- 2) 日本内視鏡外科学会会員であり、申請時に会費を完納していること。また、日本小児内視鏡外科・手術手技研究会の研究会年会費を完納していること。
- 3) **日本外科学会専門医・指導医または、日本小児外科学会専門医・指導医のいずれかを有すること。**
研究、留学、産休、病氣療養等しかるべき理由で臨床を中断した者は、特例措置を受けることが出来る。特例措置願いは当該年度に本人が申請し、技術認定制度委員会において審査する。(特例措置の詳細は施行細則第8条を参照のこと)

【更新審査】

更新審査は書類審査で行う。診療実績が下記の要件に満たない場合は、DVD 審査を行う。資格更新後は、更新前と同様に技術認定証(小児外科)を発行する。

〈更新に必要な条件〉

- ①内視鏡外科手術の経験数(執刀ないし指導助手は問わない)
直近認定後更新申請時まで A 群手術 10 例以上を含む、15 歳以下の小児内視鏡外科手術 50 例以上を、術者または指導助手として経験していること。A 群・B 群については、【小児外科技術認定付則】を参照のこと。
※更新に必要な条件の補足
 - ・対象手術症例は 3 歳以下を問わない
 - ・成人(16 歳以上)の症例は認めない
 - ・ただし、腹腔鏡下噴門形成術は成人(16 歳以上)の carry over 症例を認める
 - ・B 群手術はそれぞれを 20 例以内とする
- ②過去 5 年間に日本内視鏡外科学会総会に 2 回以上参加していること。
- ③申請者の診療実績が上記条件を満たさない場合には、過去 5 年以内の症例について、初回審査と同様の DVD 審査を受けることにより、認定資格更新を申請することが出来る。

II. 提出書類、添付書類、提出 DVD (DVD 審査での更新の場合)について

1) 提出書類

- ① 更新申請書(書式 1)
- ② 臨床従事確認書(書式 2)
- ③ 臨床実績/学会参加実績(書式 3)
 - 臨床実績
内視鏡外科手術従事期間は、技術認定取得後から今回の申請までを記載のこと。
 - 参加実績
申請日から過去 5 年以内の総会参加実績を古い順に記載のこと。
参加証の写しを添付のこと。
- ④ 手術実績一覧(書式 4)
 - 認定後更新申請時までに経験した A 群手術 10 例以上を含む、15 歳以下の小児内視鏡外科手術 50 例以上を記載のこと(B 群手術はそれぞれ 20 例以内とする)。群別に関しては、小児外科技術認定付則の対象手術の欄を参照のこと。
 - DVD 審査を受ける場合、症例数が規定に満たなくても経験症例を記載の上、提出のこと。

2) 添付書類

- ① 日本内視鏡外科学会技術認定証(写)
- ② 外科専門医或いは指導医認定証(写)
- ③ 払込受領書の写し
- ④ 日本内視鏡外科学会参加証の写し 2 枚
- ⑤ DVD 審査の場合は、初回審査時の書式 6、7、9 を提出のこと

3) DVD (DVD 審査での更新の場合)

提出 DVD については、初回審査の手引き<申請書類・DVD について>7 項を参照のこと。

Ⅲ. 更新申請手続き

1) 送付先:

全申請書類及びDVDは以下に送付すること。

日本内視鏡外科学会 技術認定事務局 (小児外科)

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-4-2 大同生命霞ヶ関ビル 14 階

日本コンベンションサービス株式会社内

2) 更新手数料振込先:

更新手数料 15,000 円(10%対象 うち消費税 1,363 円)※を以下に振り込み、払込受領書の写しを送付すること(金融機関で振り込んだ際は払込受領書の写しを、ネットバンキングの場合は終了画面を印刷し、書式1にホッチキス留めすること)。

※DVD 審査の場合の更新手数料は 30,000 円となる。

三井住友銀行 大塚支店 普通預金 2010511

一般社団法人 日本内視鏡外科学会 技術認定

シヤ) ニホンナイシキョウゲカガツカイ ギジュツニンテイ

3) 締切日: 2025 年 10 月 31 日 (当日の消印有効)

4) 送付方法:

簡易書留或いは宅配便とし、それ以外の方法で送付した場合の事故等については一切の責任を負わない。

尚、受取通知を希望する場合には、返信用官製葉書(必ず、宛先住所と氏名を明記のこと)を同封すること。

5) 申請書式:

学会誌或いは学会ホームページにて公開される申請用紙の最新版を使用すること。

用紙は A4 版に揃えて提出のこと。

6) 一旦受け付けた申請書類はいかなる場合に於いても返却しないため、必ず手元にオリジナルを保管しておくこと。

7) 問い合わせ: 事務的な問い合わせは事務局までメール (info-jses@convention.co.jp) にて連絡のこと。